

第11回情報公開委員会検討部会議事概要

平成22年4月23日
独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成22年2月5日（金） 13:30～16:00
2. 場所 東京桜田ビル 5階 505号室
（東京都港区西新橋1丁目1番3号）
3. 出席者 部会長 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委員 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員 市村 元 関西大学 社会学部 客員教授
委員 高後 元彦 弁護士
委員 高橋 明男 大阪大学 大学院 法学研究科 教授
委員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議題 (1)第10回情報公開委員会検討部会議事概要について
(2)開示請求対応状況について（平成21年7月3日以降）
 - ① 岐阜県内の個人やグループ、サークル、NPO 法人を含む法人、商工会議所などに支払った費用とその請求名目がわかる情報
 - ② 機構の関連法人等への再就職、発注金額等の情報が記載された文書 他1件
 - ③ 平成21年3月及び8月頃に特定会社との間に取り交わした関根浜港賃貸借契約書(3) その他
5. 配布資料
 - 部会11-1 第10回情報公開委員会検討部会議事概要
 - 部会11-2 岐阜県内の個人やグループ、サークル、NPO 法人を含む法人、商工会議所などに支払った費用とその請求名目がわかる情報に関する請求対応について
 - 部会11-3 機構の関連法人等への再就職、発注金額等の情報が記載された文書等について 他1件
 - 部会11-4 関根浜港の賃貸借契約書に関する請求対応について
 - 部会11-5 人形峠製レンガに関する請求対応について
6. 議事要旨
説明者の都合により議題の順序を変更した。
 - (1)第10回情報公開委員会検討部会議事概要について
事務局から、部会11-1に基づき、第10回情報公開委員会検討部会議事概要について説明があった。

(2) 開示請求対応状況について（平成21年7月3日以降）

①主管部署から、部会11-2に基づき、岐阜県内の個人やグループ、サークル、NPO法人を含む法人、商工会議所などに支払った費用とその請求名目がわかる情報について、請求対応の説明があった。

これに対して、委員から以下の意見があった。

(委員) 区長の「氏名」を不開示としているが、広報誌等で公開されていないのか。

(機構) 当該区長の氏名について、市広報やホームページ等を確認し、公開されておらず、また、慣行として公にされている情報ではないことを確認している。

②主管部署から、部会11-3に基づき、機構の関連法人等への再就職、発注金額等の情報が記載された文書他1件について、請求対応の説明があった。

これに対して委員から以下の意見があった。

(委員) 当該文書に記載のある「役員のうち、退職公務員等の役員の最高年収」及び「退職手当最高額」の情報が公になることにより、特定の個人を識別することができるのか。

(機構) 当該文書は平成14年に作成されたものである。平成14年当時、当該法人の最高年収及び退職手当最高額の役員は、機構旧法人の退職者のうち、最高位の者であることが想定される。このため、個人の識別が可能となる。

(委員) 株主名がわかると他社による株式の買収のおそれにつながるようになるのか。

(機構) 株主名と持ち株数が明らかになると、当該法人の資本関係等が明らかになることにより他社からの株主への働きかけにより、株式の買占めが進むおそれがある。こうした株主等の情報は、当該特定会社のような非上場企業については、法令の規定により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められていないため、不開示とした。

(委員) 法第5条第2号イによる不開示理由として、「株式の買収のおそれ」だけでは、説明が足りないのではないか。非公開会社の発行株式の保有状況は一般に公開されておらず、株式は銀行預金等と同様保有者（株主）の私的な資産である。これらの情報を公にした場合の支障について補足した方が良かったのではないか。

(機構) 拝承。

③主管部署から、部会11-4に基づき、平成21年3月及び8月頃に特定会社との間に取り交わした関根浜港賃貸借契約書について、請求対応の説明があった。

これに対して委員から以下の意見があった。

(委員) 賃料については、開示しているが、支障はないのか。

(機構) 賃料は機構の基準に基づき支払われており、契約相手ごとに料金が決まるものでないため、公開となっても特段支障はない。

(3) その他

人形峠センターから、部会11-5に基づき、人形峠製レンガに関する請求対応について説明があった。また事務局から、本件は開示決定に当たり事前審議する旨の説明があった。これらの説明に対して委員から以下の意見があった。

(委員) レンガを安全なものと説明している以上、搬出先の拠点名を不開示とする理由は乏しい。

(委員) レンガの搬出計画について、既に自治体、議員に説明しており、また求められれば搬出の経過についても説明すると聞いている。また、一部の自治体では、議会の広報誌に拠点への受入れについて記載されており公表されている。このような情報を情報公開法において不開示とすることは出来ないのではないか。

(委員) レンガの搬出について、反対の立場の人の批判材料として使用される危険性を主張されている。しかし、一般市民から見ると安全なものが搬入されているのに、その拠点名を不開示とされることの方が不安になり、疑心暗鬼となるのではないか。一般市民に正しく公開していくことが、結果的に機構の信頼につながるのではないか。

(委員) 人形峠センターから搬出される拠点名等を公開しなければ、レンガの搬出について反対の立場の人から、憶測による都合のいい情報を流布される可能性があり、機構にとってはその方が打撃を受けるのではないか。

(委員) 拠点名等について不開示とすれば、四者協定を順守できるというのは、機構側の都合であり一般市民を見ていない。一般市民でレンガを買っていただいている方もおり、それらサイレントマジョリティーの方を敵に回す可能性もある。

(委員) 拠点名等について不開示とした場合、請求者からの異議申立てなどにより結果として後から開示することになれば、今後のレンガの搬出のみならず、核燃料サイクルや廃棄物処理など機構の事業に影響を及ぼすおそれがあることを十分に心得ていただきたい。

(機構) 本日の審議結果を尊重し、主管部署と広報部で調整の上、開示・不開示の判断をすることとしたい。

以上